

（午後3時25分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、1番 岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）皆さん、こんにちは。かなりお聞き苦しいですが、お許してください。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1項目め、認知症施策についてであります。

我が国において、2012年、平成24年で、認知症の人の数は約462万人、高齢者人口の15%、2018年、平成30年には500万人、7人に1人が認知症と見込まれ、2025年、令和7年には700万人を超え5人に1人、高齢者人口の20%が認知症になると推計されています。

このように、認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

こうした中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、2015年、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」

（新オレンジプラン）が策定され、取り組みが進められています。

こうした中、認知症施策推進関係閣僚会議において、認知症になっても住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられる共生を目指し、認知

症バリアフリーの取り組みを進めていくとともに、共生の基盤のもと、通いの場の拡大など予防の取り組みを進めていくことを盛り込んだ認知症施策推進大綱が令和元年6月18日に取りまとめられました。

認知症施策推進大綱の基本的な考えは、1 普及啓発・本人発信支援、2 予防、3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、5 研究開発・産業促進・国際展開の五つの柱に沿って施策を推進するとなっています。

その際、これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としております。

そこで、お伺いいたします。

本市の認知症に対する取り組みについてお答えください。

2項目め、公共下水道事業についてであります。

本年6月議会にて、下水道料金改定の議案が上程されました。このときは2割以上の値上げということで、値上げ幅が大き過ぎるのではないのかという思いから反対させていただきました。

6月議会の結果は否決ということになりましたが、下水道事業の経営状況が厳しいという現実是不変なので、本12月議会でも改めて条例改正が審議されることになっております。

改正案の中身については、議案審議の場合は経済建設委員会に付託され、そちらで十分な審議が行われると思うので、ここでは下水道事業の今後の進め方についてお伺いいたします。

6月の経済建設委員会や夏に行われた市民向けの説明会で、下水道の経営状況について説

明されていまして。そこでは、今後の課題として、下水道の計画区域の見直しに取り組むことや広域化を進めていくということにも触れられていたように思います。

これからの下水道事業をどのように進めていくかということが非常に重要であると考え、お伺いいたします。

今後の下水道経営を見据え、どのような事業展開を考えているのか、市当局の考えをお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さんの質問項目1、認知症施策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）認知症施策についてお答えします。

本市の認知症に対する取り組みについてのおただしですが、地域包括支援センターでは、認知症になっても住みなれた地域で自分らしく暮らしていける社会の実現に向けてさまざまな事業を行っています。

折しも、本年6月に国より示された認知症施策し推進大綱では、共生と予防を車の両輪として、五つの柱に沿って施策を推進することとなっています。

一つ目の柱である普及啓発・本人発信支援ですが、認知症に対する理解促進として、認知症サポーター養成の推進と子どもへの理解促進、相談先の周知や認知症ご本人からの発信を行っています。

具体的には、認知症の方とその家族を地域で応援し見守り続けるための認知症サポーター養成講座を実施しています。

認知症サポーター養成講座は、地域住民、金融機関やスーパーなどの民間企業の従業員、小・中・高等学校の児童生徒などさまざまな方

に受講していただき、認知症に対する正しい認識と知識を持ち、各自ができる範囲で手助けし見守るという、認知症高齢者に優しいまちづくりに取り組んでいます。

認知症サポーター養成講座の講師役は市の職員のほか、キャラバンメイトのボランティアの皆さまにお願いしており、この方々とともに、市内全域を回っています。

子どもの理解促進として、小学校においても認知症サポーター養成講座を実施し、グループワークを行い、認知症に対する感想や自分たちができることなどを発表してもらっています。

さらに、自宅に帰ってからは、子どもから保護者の方に、今日の学習内容や感想を伝えることとし、保護者は子どもから聞いた内容について、感想や子どもへのメッセージを書いてもらい、学校や市役所にフィードバックしてもらっています。

メッセージには、将来、家族に介護が必要になったときや認知症になったときの接し方など、心温まる内容が記載されており、子どもだけでなく親世代も同時に高齢者の人権意識を高め、世代間学習にもつなげています。

また、相談先を充実させるため、地域包括支援センターでは、総合相談の一つとして認知症相談を実施しています。認知症相談は、高齢者やその家族が抱える心配事や困り事の相談窓口となっており、相談内容を聞き取り、適切な介護保険の利用や医療機関受診につなげています。

相談窓口があることを知っていただくことで、今後、サービスが必要になったときや困ったときに改めて相談をいただくケースもあります。

次に、認知症の方の本人発信として、地域で孤立せず、生き生きと暮らしていけるよう、当事者の会や介護者交流会を毎月定例で実施しています。

軽度認知障害や認知症と診断された直後の不安や悩み、葛藤ははかり知れません。こういった不安を和らげるため、認知症と診断された方との交流を通じて、体験談を聞いたり、日々の生活の工夫点を話し合ったりすることで、認知症になっても少しのサポートをしてもらいながら自活し前を向いて行けるよう考慮しています。

このほか、認知症の方自身がキャラバンメイトや高校生を対象にメッセージ発表や体験談を語ることによって、当事者目線での認知症ケアを学んでいただき、認知症への理解を深めています。

次に、二つ目の柱である予防ですが、他人と交流し、生活の豊かさを高めるため、サロンやカフェなどを推進し、集いの場で世間話や健康体操やゲームなどを通じて、ひきこもり防止や認知症予防、重度化防止に努めています。

また、糖尿病や脳血管障害などの生活習慣病から引き起こされる病気と認知症発症の関連性が高いことから、機会を捉え、特定健診の啓発や特定保健指導を通じて、生活習慣の改善に進めています。

次に、三つ目の柱である、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援ですが、医師、保健師、介護福祉士で構成する認知症初期集中支援チームを設置しています。

認知症疾患の臨床診断を受けていない方、継続的なサービスを受けていない方、介護サービスが中断している方、医療や介護サービスを受けているか、対応に苦慮している方など、ケアマネジャーからの情報、総合相談における情報などから初期の支援が必要と思われる方を対象に、認知症初期集中支援チーム員で会議を行い、認知症の方の初期対応、重度化予防に勤めています。

認知症初期集中支援チームについては、認知症の相談できる医療機関に啓発ポスターを掲

示し、対策や支援を求めている本人や家族に向けて周知をしています。

また、介護者への負担軽減を促進する手段として、見守り安心ネットワーク事業があります。認知症などにより行方不明になるおそれのある方を事前に登録していただき、登録内容を警察や消防本部と情報共有することにより、行方不明時に迅速に対応しています。

さらに、介護保険事業所や民間企業73箇所と協力連携し、行方不明の際には捜索協力のネットワークを活用し、行方不明者の心当たりがあれば連絡をいただくことで早期発見に努めています。

さらに、見守り安心ネットワークに登録された方には、登録番号が付された携帯番号用QRコードつきの見守り安心シールをお渡しし、衣類や帽子的のほか携行品などに張っていただくことで、行方不明になった際、発見者がシールのQRコードを携帯電話等で読み取ることで、最寄りの警察へお伝えいただければ、即座に身元がわかるようにしています。

一方で、見守りシールの存在を知らない方も多く、シールの認知度の低さが課題となっていることから、認知症サポーター養成講座などの啓発事業を通じてシールの周知に努めています。

次に、介護者の支援として、介護事業所職員やケアマネジャーを中心に、地域ケア会議を開催し、高齢者支援や介護支援など毎月さまざまなテーマを設け、研修や情報交換の場を設けています。

地域ケア会議の中では認知症についての研修会を行っており、今年度は認知症の方のご協力のもと、本人の体験や思いを言葉にした学習や認知症専門の医師による研修会を通じ、介護事業者の認知症対応力の向上に努めています。

次に、四つ目の柱である、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の支援・社会参加支援

ですが、高齢者の権利擁護として、消費者生活センターと連携し消費者被害防止に努め、また、物事の判断が困難な方については成年後見制度の利用を促すなど、詐欺被害等から守るよう努めています。

5本目の柱である、研究開発・産業促進・国際展開ですが、認知症は発症や進行の仕組みの解明ができておらず、根本的治療薬や予防法が十分確立されていないことから、今後の専門機関の研究開発に期待をするとともに、市としては、当事者の生活の質の向上や家族の負担軽減に向けた新たな取り組みについて検討していきたいと考えています。

認知症の方が住みやすいまちづくりは、全ての方が住みやすいまちづくりにもつながるため、引き続き、当事者や家族からの意見を参考に、地域包括ケアセンターのケアシステムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん、再質問ありますか。

1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。認知症施策推進大綱の五つの柱に沿って、本市の認知症に対する取り組みをご答弁いただきました。

今、ご答弁いただきましたように、約10分程度おしゃべりいただいたんですけども、それだけ本市ではこの認知症に対する取り組みというのをしっかりやっけていただいているというふうに感じております。

そんな中で五つに沿ってお話しいただいたんですけども、そんな中で、1番の普及啓発・本人発信について、再度ちょっとお伺いしたいんですけど、今、ご答弁いただきましたように、認知症のサポーターの養成講座というのを実施しておるといってございまして。

認知症への理解や見守り活動につながっているということですので、この認知症

サポーター養成講座というのが平成17年度から開始されて、「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想の一環で、認知症サポーターを全国で100万人養成することを目標に推進されております。

この認知症サポーターの養成講座を本市では、現時点での受講者の数や開催数、それと、受講者名簿の有無についてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）本市におきましては、認知症サポーター養成講座につきましては平成20年度から開始しております。令和元年11月末現在で5,260人が受講済みです。延べ170回開催しております。

受講者名簿につきましては、その都度、市に提出していただいておりますので、管理はしております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。本市では平成20年度から開始されておいて、延べ5,260名が受講されたということでございます。

本市の今の人口で例えますと、約12人に1人が受講された計算となりますし、この本会議場でいいますと約3名の方が受講されたというような計算となります。その人数というのが多いか少ないかというのは別といたしまして、しっかりとそういう形で認知症サポーター養成講座というのをしっかりしていただいているというふうには思っております。

そんな中、本年9月末現在で、全国では約1,200万人が受講されております。私自身も受講して、このオレンジリングなんですけれども、感じておったことなんですけれども、以前、認知症サポーターの養成講座を受講して、その後というのがなかったのかなというふうに思います。

自分自身、介護職でありましたので、個別に認知症の方の事例発表であったりとかご講演を聞いて、個別では一応いろいろ勉強させていただいておるわけなんですけれども、せっかくこの認知症サポーター養成講座というのをさせていただいている中で、その後のフォローというのが何かないのかなというふうに思っておりました。

そんな中で、今、本市においてはフォローアップ研修などは実施しておられるのか、また、しておられない場合は、今後の実施予定なんかもお聞かせ願えたらと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）議員おただしのように、5,200名以上の方が登録していただいておりますけれども、おただしのステップアップ研修については今のところ実施しておりません。

これにつきましては、当然、実施する必要があると思いますので、今後、チームオレンジの立ち上げに向けて来年度に県が実施するコーディネーター研修に市の職員も参加したいと思っております。

研修後は、参加した市の職員、いわゆるこの職員につきましては地域支援推進員になってくるんですけども、講師役になって、認知症サポーター養成講座受講者のステップアップ研修を実施する予定です。

チームオレンジにつきましては、認知症の方やその家族を地域ふれあいサロンやげんきラリー教室等の交流の場に誘い、外出する機会をつくり、認知症の方の居場所づくり、話し相手になるなど、地域で見守る仕組みづくりを進める役割を担います。

チームオレンジにつきましては、地域ごとに設立することになってはいますが、まずは市内に1箇所モデル地区を作って、他の地域の設立につなげていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。ステップアップ研修というのは、現状では行っていないということでした。

そんな中で、今、チームオレンジということでお答えいただいていたんですけど、認知症サポーターの養成講座を受講された認知症サポーターが、これまでの活動をもう一步前進させて、地域で暮らす認知症の人やその家族が持つ困り事の支援ニーズと認知症サポーターを結びつける支援につなげる仕組みというのを、いわゆるチームオレンジということで本年度から開始されたわけなんですけど、このチームオレンジなんですけれども、認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的につくってきた行動を、さらに一步前進させて、地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援ニーズと認知症サポートを結びつけるための取り組みということになります。

先ほども言いましたように、2019年度より開始されたのがこのチームオレンジということになります。そんな中で本年度から開始されて、本市では来年度より順次進めていきますよということと、それに伴って市内にモデル地域というのつくっていきますというふうなご答弁をいただいたわけなんですけれども、先進的にいろんな市町村でもこういう形で取り組んでいただいているんですけども、そんな中で、京都府綾部市なんかですけども、13年前からシルバーサポーターという制度を独自でされておりまして、10年前からはゴールドサポーターということで、独自でステップアップ研修なんかも行っておられます。

これは認知症サポーター養成講座が開始された、もう翌年から独自でステップアップ講座なんかも行っておるわけで、そのステップアップ講座を行ったきっかけというのが、認知症サポーター制度が開始された翌年から、一度受け

るだけではもったいないよというふうな声が上がったということで、独自でそういう講座を行っているということでございます。

いろいろ自治体もこういう形でもあり、いろんな形でステップアップ講座も行われておったわけなんですけど、この講座を受けられた方というのは、やはり傾聴のボランティアであったりとかカフェの運営などにかかわっておられるということでございますので、そういった形で本市でも順次、ステップアップ講座を受けただけいたら、またそういう形での携わりということでも期待しておるわけなんですけれども。

次に、先ほど名簿についてもお話しいただいたんですけど、受講者名簿というのは市に都度、出していただいておりますというふうなお答えをいただいたわけなんですけれども、現状は名簿をいただいている、個人情報でありますので、いただいているということだけなんですけれども、一点ご提案させていただきたいのが、千葉県船橋市のほうでは、認知症サポーターを対象にメール配信を行う船橋オレンジネットというのを開設してございます。配信内容については、認知症に関するイベント情報であったりとか認知症に関するボランティア、先ほど言いましたような傾聴ボランティア等です。

そういった活用する方法についてネット配信をしておるわけなんですけれども、そういった形のメール配信について、本市でも活用できないのかなというふうに考えるわけなんですけれども、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）さきに答弁させていただいたサポーター養成講座での登録名簿なんですけども、ここにはメールは書いてなくて、住所とお名前、年代ぐらいしか書いておりません。

情報発信については、今、ホームページとか

広報誌とかチラシの配布に頼っております。メール配信というのは、短時間に多くの方に情報が伝えられるということで非常に有効と考えていますけども、メールの利用については、今後、サポーター養成講座の方の意見を聞きながら考えていきたいと思っています。

ステップアップ講座を進めながら、メール配信について並行して考えていきたいと思しますので、もしばらくお待ち願いたいと思します。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

せっかくですので、そういう形で情報発信できれば、また認知症の方に対する施策の対応であったりとかボランティアであったりとか、そういう形でもご協力いただけるのかなというふうに思いますし、今、有効な手段であるというふうなお答えもいただきましたので、その辺、いろんな調査・研究も踏まえた上で、できるかできないかというのはあろうかと思しますが、そのあたり、またしっかりと調査なんかをしていただきたいなというふうに思いますので、その点をお願いをしておきます。

次なんですけれども、先ほどの三つ目の柱であります、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援についてでありますけれども、本市では先ほどご答弁いただきましたように、認知症初期集中支援チームを設置して、認知症の方の初期対応、重度化防止に努めているということでございました。

この認知症施策推進大綱によりますと、認知症の人に対して早期発見、早期対応が行えるように、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上を図るとともに、これらの間の連携を強化するとなっております。

認知症疾患医療センターというのは、都道府

県が二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、認知症疾患医療センターを計画的に配備するとなっておるわけなんですけれども、伊都・橋本医療圏での認知症疾患医療センターの配備というのはどのようになってございますか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）現在、和歌山県では6病院を認知症疾患医療センターとして指定しております。伊都・橋本圏域では和歌山県立医科大学附属病院紀北分院が平成31年4月から認知症疾患医療センターとして立ち上がっております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

早期発見、早期治療の観点から、三つ目の柱でありますように、この医療・ケア・介護サービスの医療と介護の連携というのを日頃言わせていただいているんですけど、大変重要になってくるというふうにも考えます。

この平成31年4月から紀北分院のほうに認知症疾患医療センターが立ち上がっているとのことでありましてけれども、その認知症疾患医療センターの今後を、どのように医療と介護の連携についてお考えになっておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）立ち上がった以降ですけれども、包括支援センターに相談された方や、認知症初期集中支援チームで早期に受診が必要と思われる方を、認知症疾患医療センターにつなげております。診療後に市に情報連携してもらい、指導を仰ぎながら介入できるよう、体制がだんだん整いつつあります。

このほか、認知症疾患医療センターの役割として、研修会の開催、それから、情報発信の役割があります。4月以降は認知症疾患医療センターの担当医に認知症についての出前講座を

各市で実施していただき、認知症の家族の方や医療関係者、自治体担当職員への研修も実施していただいております。

こうした連携や研修会を通じて、地域における認知症疾患の医療水準の向上と、本人とその家族の支援を行っている状況です。

現在は、認知症疾患医療センターとの連携が始まったばかりで、発展途上にありますけれども、引き続き連携を深めて、研修会等の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

本年の4月から認知症疾患医療センターの連携が始まったところであるということでございますし、早期に受診が必要な方には認知症医療疾患センターにつないでいただいて、受診後は情報連携によりケアを行っていくというふうな体制を整えつつあるということでございます。

また、認知症疾患医療センターの担当医には出前講座や研修会を実施していただいているということもございますし、その啓発活動からまた認知症サポーター養成講座を受講される方が増加して、地域を支える担い手となつていただきたいというふうにも思っております。

他市町村の取り組みなんかもしっかりと参考にしながら、今後も進めていただきたいというふうに思いますので、今後とも期待しておりますので、どうかどうかよろしくお願い申し上げます。

1項目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、公共下水道事業に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）下水道経営を見据えた今後の事業の展開についてお答えします。

厳しい経営状況の中で下水道事業を持続可能な事業として成り立たせるためには、経営の安定化が必須の課題になります。この課題は、現在の経営状況の改善と将来の負担軽減という二つの側面から捉える必要があると考えています。

まず、一つ目の、現在の経営状況の改善については、いかにして必要な財源を確保するのが重要になります。そのためには、使用料の適正化はもちろんのこと、接続率を向上させ有収水量を増加させることで、収益の確保につなげていかなければなりません。

一方、他の公共施設と同様、下水道施設についても老朽化が進み、今後、施設の更新に多額の費用が必要となっております。そこで、設計を計画的かつ効率的に管理するため、ストックマネジメント計画を策定し、更新費用の財源として国庫補助金が確保できるよう、事業を進めていきます。

二つ目の課題である将来負担の軽減を実現するためには、新たな整備に対する投資を抑制することが避けられません。これまでも年間の支出を抑えて事業を進めてきましたが、今後は合併処理浄化槽との役割分担をより最適化し、公共下水道の処理計画区域を縮小の方向で見直しすることで、公共下水道事業の全体事業費を削減し、費用の投入を抑制していきます。

その他の取り組みとしては、共同化の一環として、農業集落排水を公共下水道に接続替えるなど、本市の汚水処理事業全般の経費削減に努めるとともに、県が事業主体として進めている流域下水道の広域化の実現に向けて協議を重ね、将来負担の軽減に向けての研究を行っていきます。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん、再質問ありますか。

1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

課題というのが、現在の経営状況の改善と将来負担の軽減という二つの側面から捉える必要があるということでございますけれども、将来負担の軽減のためには、やっぱり計画区域を見直す必要があるとご答弁にありましたけれども、区域の見直しはどのような方針で今後検討されるのか、具体的に除外する区域というのはどういったところを考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。

現時点で、どこを区域除外するかなど、計画区域の見直しをどのような方向で進めていくかについては決定しておりません。今後、検討を進めてまいります。

ただ、前提といたしましては、現時点において工事に着手していない区域の全てが縮小の検討対象区域となろうかと考えております。整備や供用後の維持管理に必要な費用と整備による料金収入から効果を検証した場合、効果があるという判断になる地域は極めて少ないと。

まちづくりにおける下水道整備という視点からの検証も必要ではございますけれども、将来負担を軽減させるためには、大幅な区域縮小はやむを得ない方針であります。

ただ、これにつきましても、一方的に決定しておろすのではなくて、全て市民の皆さまにご説明をさせていただいて、理解を求めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）前提としては、現時点において工事に着手していない区域というのは全て縮小を検討する対象になるということなのかと思いますけれども、既に事業認可を受けておられる区域も縮小の対象となるのかど



うか、お伺いたします。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えします。

現時点で事業計画の認可を受けている区域については、浄化槽の補助金が受けられないといった制約をかけておりますので、本来は整備を完了させるべきであろうと考えております。

しかしながら、この厳しい経営状況の中で、整備したところで接続率が上がらない、接続してもらえないという状況は避けなければならないと考えております。

改めて下水道事業の現状や将来負担の可能性などを理解していただくとともに、接続に対する意向調査を再度実施し、全員の方が3年以内の接続を要望されない地区については、区域除外ということも視野に入れた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

下水道の区域設定の指標の一つといたしまして、よく耳にするのが費用対効果ということも言われております。

そんな中で今、下水道事業も費用対効果に対してどういうことをしていくべきかということで、今、苦慮して考えていただいております。なんですけれども、一定、この費用対効果というのはもう理解できるところでございますけれども、本来の下水道の役割でもありますように、公共用水域の水質保全だったりとか、並びに生活環境の改善というところも、公共の福祉に寄与する面にも目を向けてみますと、費用対効果というのは十分理解できるんですけど、やっぱり全てにおいて費用対効果で判断するのはいかなものかなというふうにも思うわけでありまして、その辺についてはいかがですか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えします。

おっしゃるとおりでございます。当初、ご承知のとおり、公共下水道事業、公共で動き出しまして、今年度から、当然、勝手に橋本市だけが取り組んだわけではございません。全国的に公営企業法適用事業になりました。この結果、汚水私費の原則により、独立採算制が必要とされていると。

6月議会でも説明させていただいたように、基準内外の繰り出しの話もございます。となれば、基準内であれば喜んで受けさせてもらうんですけども、外のほうになって、いろんな意見もございました。そのため、下水道区域の見直しを行う際は費用対効果を一つの重要な指標の一つとしていかに得ないと考えております。

ただし、今、議員おただしのとおり、下水道には公共用水域の水質保全と生活環境の改善という社会的な役割がございます。費用対効果で判断すべきでないというのもそのとおりでございます。

一方で、合併処理浄化槽の性能が向上いたしまして、水質保全や生活環境の改善といったことは浄化槽でも対応できるようになってきているというのは事実でございます。

これらを踏まえて、今後は長期総合計画や都市計画マスタープランと照らし合わせて、集約型まちづくりを進める中で、下水道を整備すべき区域と、経営面から考えて合併処理浄化槽で対応すべき区域を適切に見きわめていく必要があると。

できる限り、皆さまのご期待にはお応えしたいんですけども、現時点よりもっともっと広がっていくということは、ある意味、お待ちいただく方には応えたい気持ちはあるんですけども、相反することを行っていくと、これもなかなか取り組んでいきづらいと、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

今、ご答弁いただきましたとおり、下水道というのは経営の面とまちづくりの面、この両面からやっぱりしっかりと考えていかなければならないというところが非常に難しいというところかと思えますし、私もそう思います。

そんな中で、今、現状、本市において財政状況や経営状況というところで第一に考えないといけませんというのも理解できます。

しかし、そのためには区域というのを縮小せざるを得ないということも十分理解した上で、あえて申し上げたいのですけれども、将来、少しでも、移住定住ということで橋本市に移り住

みたいと考えてもらえる人を増やすには、やっぱりインフラとしての下水道というのもしっかり整備されているまちであるというのがベストであるんじゃないのかなというふうにも思うわけであります。

下水道を整備して、将来に向けて都市機能を強化するという考えと、将来世代の負担を軽くするために整備しないというこの両面から、慎重に検討していただくことも必要であると考えますし、今後、最もよいバランスのとれた事業展開というのをさせていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さんの一般質問は終わりました。